

[事案 2021-5] 給付金支払請求

・令和3年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

免責事項に該当することを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自家用車内でガソリン等をかぶって火をつけ、火傷を負い入院したため、平成22年2月に契約した終身保険の傷害特約や医療特約等にもとづき、給付金を請求したところ、不慮の事故には該当せず、免責事由に該当するとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

(1)受傷した事故は、労働基準監督署が労働災害として認定している。

(2)自傷行為は、職場で暴言・暴力を受け、心理的負荷が過度に蓄積した重度のストレス反応および適応障害が原因であり、自由意志決定能力を喪失または著しく減弱した結果である。

(3)保険会社は「故意」を指摘しているが、当時、自傷行為をしてまで給付金を必要とするような経済的・家庭的事情は一切ない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)火傷受傷による入院等については、支払事由の不慮の事故に該当せず、免責事由に該当する。

(2)各特約には、「被保険者の精神障害の状態を原因とする事故」に該当した場合は、その支払いを行わない旨の免責事由が定められている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事故当時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款上の免責事由に該当するものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。